

小田原市職員ストレスチェック等業務委託に係るプロポーザル実施要領

- 1 趣 旨 小田原市職員を対象にストレスチェック等業務を委託するにあたり、業務全般に関し最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った業者を選定するためにプロポーザルを実施します。

2 事業の概要

- (1) 業務名 小田原市職員ストレスチェック等業務委託

- (2) 業務内容

- ア ストレスチェックの実施（紙媒体またはWEBとの併用。WEBのみは不可）
（調査票の作成及び納品、個人結果通知の作成、市側実施者へ個人結果の提供）
- イ ストレスチェック実施後の個人へのフォローアップ
- ウ 組織分析結果報告書の作成
- エ 組織分析結果に基づく専門的アドバイスの実施
- オ 苦情等の対応
- カ 守秘義務及び個人情報の保護・管理
- キ 仕様書の内容のほか、あれば独自提案
- ク メンタルヘルス研修の実施（あると好ましい業務）

* 詳細は、「小田原市職員ストレスチェック等業務委託仕様書」のとおり

- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ただし、結果の経年変化を把握する観点から、委託期間の実績が良好である場合、5年程度年度ごとの更新による随意契約を行う可能性があります。

- (4) 対象者数 約2,650名

・正規職員（再任用職員、一般任期付及び育児代替任期付職員、国等への派遣職員を含む）【約2,300名】

・1週間の勤務時間が38時間45分の4分の3以上である非常勤特別職職員及び臨時的任用職員【約350名】

- (5) 予算額 上限500万円（税込）

3 応募資格

- (1) 労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェックを遂行できること。
- (2) 個人情報管理について、JIS Q27001の認証またはプライバシーマーク（Pマーク）資格を持っていること。
- (3) 国または地方自治体等（対象者1,000人以上）に対して、ストレスチェックの受託実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。

- (5) 小田原市暴力団排除条例に規定する暴力団経営支配法人等ではないこと。
- (6) 会社更生法に基づき厚生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状況が著しく不健全である者でないこと。

4 実施スケジュール

| | |
|-----------------|---------------------|
| 平成29年7月26日(水)まで | 質問受付期限 |
| 平成29年8月4日(金)まで | 提案書提出期限 |
| 平成29年8月10日(木)まで | 書類審査結果発送 |
| 平成29年8月24日(木)予定 | プレゼンテーション及びヒアリングの実施 |
| 平成29年8月31日(木)まで | 選定結果発送 |

5 事務手続き

(1) 事務局

小田原市企画部職員課(担当: 給与福利係 矢島・宇佐美)

住所 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1244(直通)

Eメール sho-k@city.odawara.kanagawa.jp

FAX 0465-66-4916

受付 平日午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時までを除く)

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限 平成29年7月26日(水)午後5時15分まで

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 指定の質問書を使用し、Eメールにて送信してください。
送信後、電話にて受信の確認をしてください。

エ 回答 受付後1~2日程度で回答します。また、全ての質問と回答は、
8月1日(火)までにホームページへ掲載します。

(3) 提案書の提出

ア 提出期限 平成29年8月4日(金)午後5時15分まで(必着)

イ 提出先 事務局

ウ 提出書類 (ア) 会社概要が分かるもの 1部 写し6部
(イ) 提案書 A4版横書き 1部 写し6部
(ウ) 見積書及び内訳書 A4版 1部 写し6部

* 紙媒体、紙媒体とWEB併用のどちらも実施可能な場合は、
それぞれ見積りを提出してください。

(エ) 仕様書に記載の帳票(調査票・個人結果報告書・集団分析結

果報告書・相談勸奨及び産業医面談指導勸奨文書) サンプル
1部 写し6部

- (オ) 応募資格を証明するものの写し(「3 応募資格」にある(2)・
(3) について) 1部
(カ) その他補足資料 必要があれば提出

(4) 書類審査の実施

提案書を提出した事業者が3社を超える場合には書類選考を行い、上位3社のみプレゼンテーション及びヒアリングを実施できるものとします。8月10日(木)までに結果を発送します。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 実施日 平成29年8月24日(木)を予定
実施場所及び時刻については、書類審査結果とともに通知します。

イ 実施時間 1社1時間以内
事前準備・片付け 10分程度
プレゼンテーション 30分以内
ヒアリング 20分程度

ウ その他 ・本市担当予定の方がプレゼンテーションを行ってください。
・出席者は5人以内になしてください。
・辞退の場合は必ず事前にご連絡ください。当日欠席した場合は辞退したものとみなします。

6 事業者選定のための評価基準

- (1) 個人への結果通知が、自身のストレスの程度について分かりやすく記載され、必要な行動や望ましい行動を促すものであるか。(受診勧告等)
(2) 集団分析が所属長にとって職場環境改善についての気づきが得られるものであるか。
(3) 心理的ストレスの蓄積に対する早期対応や回復、職場環境改善に役立つサービスがあり、それらが現実に利用可能なものであるか。
例：職員が自身の状況について専門の資格を持つ者から助言を受けられる、研修講師を派遣し所属長や管理職が結果を踏まえて助言を受けられる等
(4) 費用は内容に見合ったものであるか。
(5) 業務全体が法令に適合したものであるか。個人情報管理の管理体制は適切か。

7 業務委託契約について

最高評価点となった提案者を優先交渉権者として協議を行い、受託予定者を決定し、小田原市職員等ストレスチェック等業務委託契約を締結します。

8 その他

- (1) 提案書等の書類に不備、虚偽の記載があると判断された場合は、提案書等を無効とします。
- (2) 提案に要する費用は参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類については、本事業以外の目的で使用しません。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 審査内容に係る問い合わせに応じることはできません。また審査に対する異議を申し立てることはできません。